

# むらかみ地域医療サポートセンターはぐ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、むらかみ地域医療サポートセンターはぐという。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を新潟県村上市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、住み慣れた地域で支えあいお互いに命を尊び生きていく社会にしていくために、住民が地域医療の問題を自分のこととして考え、ともに行動することで、地域医療を守り育てること、人と人とのつながりを育てること、健康なまちを育てていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療並びに福祉の増進を図る活動。
- (2) まちづくりの推進を図る活動。
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域と病院の交流活動
- (2) 地域医療を守るための普及啓発活動
- (3) 次世代の医療人育成支援
- (4) その他、目的達成のための事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は2種とする。

- 2 正会員とは、この団体の目的に賛同して、団体の運営に係る個人又は団体である。
- 3 賛助会員とは、この団体の目的に賛同して、団体の活動に参加する個人又は団体である。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、入会申込書にて随時代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面でもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会を書面又は口頭で申し出たとき。
- (2) 会費を半年間滞納したとき。
- (3) 本人が死亡又は失踪宣言を受け、又は団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会の意思を書面又は口頭で代表に申し出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上25人以内

(2) 監事 1人ないし2人

2 理事のうち、1人ないし2人を代表とする。

3 理事のうち、3人までを副代表とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表、副代表は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するとき、総会の正会員の 4 分の 3 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第 20 条 この団体に、職員を置く。

- 2 職員は、代表が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算

- (6) 役員を選任又は解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び予算の変更

(4) 会費の額

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(6) 役員の職務及び報酬

(7) 事務局の組織及び運営

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この団体の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この団体の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この団体の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この団体の事業計画及びこれに伴う予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この団体の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。分配はできない。



(事業年度)

第 47 条 この団体の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ（その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この団体が定款を変更しようとするときは、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 50 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、理事会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合併)

第 52 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
代表 鈴木美奈子  
副代表 渡辺 裕香  
理事 内山美智恵、大滝 聡、片野恵美子、齋藤志穂、佐々木綾子、  
佐藤恵子、志田亜紀、島田篤史、瀬賀真亮、田中加代子、  
玉木亜生子、戸川裕介、成田倫史、林 達彦、平山牧子、  
本間真樹子、森脇千恵美、柳沼俊宏、渡辺滋子  
監事 渋谷 義弘、田嶋 雄洋
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、成立の日から 2022 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この団体の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2021 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この団体の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。  
(1) 正会員 年会費 個人 一口 1,000 円 (二口以上) 団体 一口 10,000 円  
(2) 賛助会員 年会費 個人 一口 1,000 円 団体 一口 5,000 円

## 制改定履歴

1. 2020(令和 2)年 6 月 23 日 制定
2. 2021(令和 3)年 7 月 28 日 一部改定
3. 2022(令和 4)年 8 月 24 日 一部改定